

1. 組織名

一般社団法人 日本電線工業会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

会員企業の取り扱い製品であるHSコード8455の6ケタ分類8分類のうち、5分類では日本の関税が撤廃されているにもかかわらず、TPP対象国のうち、8カ国で関税が残っている。関税の状況は次の通りである。

(1)HS8544.20: 米国、メキシコ、ベトナム、マレーシア、ペルー、豪州で、0～8.2%

の関税がかけられており、米国では5.3%、マレーシアの一部品目(9ケタ分類)は8.2%となっている。

(2)HS8544.30: 米国、メキシコ、ベトナム、マレーシア、ペルー、豪州、ニュージーランドで0～30%の関税がかけられており、マレーシアの一部品目の関税は30%である。

(3)HS8544.42: 米国、メキシコ、ベトナム、マレーシア、豪州、ニュージーランドで0～10%の関税がかけられており、特にニュージーランドの一部品目の関税は10%となっている。

(4)HS8544.49: 米国、メキシコ、ベトナム、マレーシア、ペルー、豪州、ニュージーランドで0～8.2%の関税がかけられており、米国、マレーシアの一部品目の関税はそれぞれ5.3%、8.2%となっている。

(5)HS8544.60: 米国、カナダ、メキシコ、ベトナム、ペルー、豪州、ニュージーランドで0～8.2%の関税がかけられており、ペルー、豪州の一部品目の関税はそれぞれ6%、5%で、ニュージーランドの関税は5%となっている。

公平さを欠く通商条件を速やかに是正し、各国が日本と同じ条件となるよう、早急に交渉を進めていただきたい。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。